

株 主 各 位

福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1
株式会社 幸楽苑ホールディングス
代表取締役社長 新井田 昇

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月29日（月）午後5時までに到着するようご送付くださるか、2頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイトより2020年6月29日（月）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://hd.kourakuen.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1)同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※1をスマートフォン等※2でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください(議決権行使コード(ID)およびパスワードのご入力不要です)。
- (2)「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード(ID)・パスワード入力による方法

- (1)当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード(ID)およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
- (2)議決権行使コード(ID)およびパスワード(株主様に変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3)パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- (4)パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1)議決権の行使期限は**2020年6月29日(月曜日)午後5時00分**となっております。行使期限内に当社(株主名簿管理人)に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2)議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3)インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4)インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル**0120-768-524**(平日 9:00~21:00)

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取るアプリケーション(または機能)が導入されている必要があります。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題、中東情勢の不確実性が高まっている中、新型コロナウイルスの発生及び感染拡大を受け、先行きは不透明な状況で推移しております。

外食産業におきましては、少子高齢化や働き方改革をはじめとした社会構造の変化を背景に、競争環境の激化や、店舗・物流における人手不足等の影響もある中、かつて経験したことのない新型コロナウイルスの猛威を受けて、厳しい経営環境が続いております。

当社グループは、中長期的な経営戦略を踏まえ、長期的かつ安定的な企業価値の向上を図ることを企業目的として、「味の改革」「マーケティング手法の抜本的転換」「保有資産の活用と店舗ポートフォリオの最適化」「筋肉質な経営」の4本柱の基本戦略に「増税時代に対応したリーズナブルなメニュー」と「ワンランク上のプレミアムラインの追加」を加えた「幸楽苑 令和戦略」を推し進めてまいりました。

しかし2019年10月に、台風19号の水害により郡山工場が操業停止し、240店舗超の店舗が臨時休業を余儀なくされるという被害が発生しました。当社は、この台風被害に速やかに対処し、被災後1ヶ月で全店通常営業の再開を果たし、更なる収益性の向上を目指し、低収益店舗51店舗の閉店をはじめとする抜本的な構造改革に積極的に取り組んでまいりました。

そのような状況の中、新型コロナウイルスの発生及び感染拡大により、外食を自粛する傾向が強まり、2020年2月～3月の既存店お客様数は減少しました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高38,237百万円(前連結会計年度比7.3%減)、営業利益660百万円(前連結会計年度比59.6%減)、経常利益823百万円(前連結会計年度比48.1%減)、親会社株主に帰属する当期純損失677百万円(同当期純利益1,009百万円)となり、当連結会計年度末のグループ店舗数は482店舗(前連結会計年度比51店舗減)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① ラーメン事業

ラーメン事業においては、「中華そば」、「中華そばプレミアム」、「餃子極」をコアメニューとしながら、「紅白ラーメン」「あっさり通過（中華）そば」「チョコレートらーめん」「名古屋コーチンらーめん」等の期間限定商品を随時投入しました。

また、店舗展開につきましては、既存ドミナントエリアの強化と利益率改善を目的として、フランチャイズ店1店舗の直営店への転換、スクラップ・アンド・ビルド1店舗（2019年3月スクラップ実施、2019年11月オープン）、業態転換を前提としたスクラップ21店舗、抜本的構造改革に伴うスクラップ45店舗、その他スクラップ7店舗を実施いたしました。なお、店舗数は、直営店427店舗（前年同期比71店舗減）となり、業態別には「幸楽苑」426店舗、「KOURAKUEN THE RAMEN CAFE」1店舗となりました。

この結果、売上高は34,560百万円（前連結会計年度比7.8%減）となりました。

② その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（洋和食業態の店舗展開）を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、1店舗のフランチャイズ店から直営店への転換により、店舗数は17店舗（国内12店舗、海外5店舗）となりました。その他外食事業につきましては、「資産を活用したマネタイズ（収益化）」の施策として、ラーメン業態からの業態転換を「焼肉ライク」9店舗、「からやま」7店舗、「赤から」5店舗で実施し、「いきなり！ステーキ」直営店16店舗、「焼肉ライク」直営店10店舗、「からやま」直営店7店舗、「赤から」直営店5店舗となりました。

この結果、その他の事業の売上高は3,677百万円（前連結会計年度比2.7%減）となりました。

事業セグメント別売上高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	前期比
ラーメン事業	百万円 37,488	% 90.8	百万円 34,560	% 90.4	百万円 △2,928	% △7.8
その他の事業	3,779	9.2	3,677	9.6	△102	△2.7
合計	41,268	100.0	38,237	100.0	△3,030	△7.3

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額の総額は、1,579百万円であります。その主なものは、次のとおりであります。

①ラーメン事業	443百万円・工場設備	20百万円
	・既存店改装等	422百万円
②その他の事業	919百万円・既存店改装等	919百万円
全社（共通）	216百万円・工具器具備品等	216百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境と中長期的な経営戦略を踏まえ、食の安全・安心の実現を最優先課題として、「味の改革」「マーケティング手法の抜本的転換」「保有資産の活用と店舗ポートフォリオの最適化」「筋肉質な経営」の4本柱の戦略を継続して実施してまいります。これにより、既存店の活性化と新たな業態開発、店舗運営体制の見直し、本社の業務改革を推進してまいります。

なお、当連結会計年度末日現在において当社グループが投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

①当社グループの事業展開について

当社グループは、ラーメン事業への依存度が高いことから、国内外の景気の悪化・低迷や電力供給事情の悪化により店舗営業に支障をきたした場合等の外的要因、あるいは、当社グループ固有の問題発生等により、当該事業の展開に何らかの支障が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、店舗の商圈が隣接するようなドミナント出店方式を継続し、出店地域のマーケットシェアを高めていく方針であります。しかしながら、ラーメン事業が「幸楽苑」の単一ブランドであることと、出店エリアが東北・関東に集中していることで、消費者嗜好の変化や自社競合の発生等により、営業戦略を変更する可能性があります。

②自然災害について

当社グループの営業店舗や工場所在地を含む地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、店舗・工場設備の損壊、社会インフラ・物流の寸断等の理由から、正常な店舗営業が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③借入金の財務制限条項について

当社が取引金融機関との間で締結している借入契約には、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば同契約上の期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金確保が必要となり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

なお、2021年3月期の連結業績見通しにつきましては、適正かつ合理的な算出が困難な為、開示しておりません。

また、当社グループは、2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、3月の既存店売上高が前年同月比22.0%減少しておりましたが、4月に日本全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受けて、店舗の休業や営業時間短縮などにより、4

月の既存店売上高は前年同月比50.0%減少と減少幅が拡大しております。大幅な売上減少が相当期間継続した場合、当連結会計年度末日時点で当社において取引金融機関との間で既に締結しているシンジケート・ローン（コミットメントライン）契約及び当座貸越契約の未実行残高があるものの、資金不足になる恐れがあります。

そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、弁当等のテイクアウト売上の拡大及び人件費を含めてのコスト削減に努めるとともに、2020年6月に取引金融機関との間で新たにシンジケート・ローン（コミットメントライン）契約を締結したことにより、十分な運転資金が確保できたことから、資金面での問題は解消したと判断しております。

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 47 期 2017年3月期	第 48 期 2018年3月期	第 49 期 2019年3月期	第 50 期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	37,803	38,576	41,268	38,237
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	330	△114	1,587	823
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	154	△3,225	1,009	△677
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	9.91	△217.64	67.83	△45.03
総 資 産 (百万円)	23,886	18,044	18,256	15,356
純 資 産 (百万円)	7,185	3,806	4,962	3,933

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 幸楽苑	百万円 10	100.0 %	飲食店の運営（国内直営事業）

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、株式会社幸楽苑ホールディングス（当社）及び子会社2社で構成されており、ラーメン店、ステーキ店及び焼肉店等のチェーン展開による外食事業を主な内容として、事業を展開しております。

事業内容と事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
ラーメン事業	ラーメン、餃子等の製造・直販
その他の事業	フランチャイズ加盟店の募集、フランチャイズ加盟店への麺・スープ等の食材並びに消耗品等の販売、経営指導業務、店舗内装の設計・施工管理、建築の施工管理、建築の設計及び監理業務、厨房機器の販売等
	洋・和食等の販売

(12) 主要な営業所及び工場

- ① 当社本社 福島県郡山市
- ② 店舗 グループ 482店舗 : 国内（全国20都府県） 477店舗
: 海外（タイ王国） 5店舗
- ③ 生産拠点 郡山工場：福島県郡山市
小田原工場：神奈川県小田原市

(13) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
ラ－メン事業	796 (3,102)
その他の事業	71 (371)
全社(共通)	79 (2)
合計	946 (3,475)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日7時間45分換算)であります。
3. 従業員数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比し、54名減少しております。

(14) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,165 百万円
株式会社東邦銀行	869
みずほ信託銀行株式会社	278
株式会社大東銀行	173
株式会社七十七銀行	144

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 15,380,786株 (自己株式1,394,055株を除く。)
(3) 株主数 21,848名 (前期末比4,315名増)
(4) 単元株式数 100株
(5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ニ イ ダ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,401,198 株	15.6 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	735,200	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	503,000	3.2
日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社	445,830	2.8
株 式 会 社 東 邦 銀 行	401,360	2.6
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	355,200	2.3
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	337,000	2.1
株 式 会 社 大 東 銀 行	266,825	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	253,600	1.6
幸 楽 苑 従 業 員 持 株 会	197,397	1.2

(注) 持株比率については、自己株式(1,394,055株)を控除して算出しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
新井田 傳	代表取締役会長		株式会社幸楽苑 代表取締役会長 花春酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社ニイダホールディングス 代表取締役社長
新井田 昇	代表取締役社長		株式会社幸楽苑 代表取締役社長 株式会社Revolutionary・Development・Company 代表取締役社長
渡辺 秀夫	常務取締役		株式会社幸楽苑 取締役 株式会社Revolutionary・Development・Company 取締役
星野 剛	取締役	経営戦略部担当部長 兼業務統括室長	株式会社幸楽苑 取締役
中畑 裕子	社外取締役		
小澤 良介	社外取締役		リグナ株式会社 代表取締役
熊谷 直登	常勤監査役		
星野 昌洋	社外監査役		
飯塚 幸子	社外監査役		株式会社幸楽苑 監査役 株式会社Revolutionary・Development・Company 監査役 株式会社ラウレア 代表取締役 株式会社 BeeX 社外監査役
金 武偉	社外監査役		ミッション・キャピタル株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役中畑裕子氏及び小澤良介氏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役星野昌洋氏、飯塚幸子氏及び金武偉氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役中畑裕子氏及び監査役星野昌洋氏、飯塚幸子氏、金武偉氏の4氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役中畑裕子氏及び小澤良介氏は、国内外の企業の経営に長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
5. 監査役星野昌洋氏は、企業の経営者として長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役飯塚幸子氏は、公認会計士として長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役金武偉氏は、国内外の企業の経営に長年携わり、豊富な経験と幅広い経験を有するものであります。

8. 2019年6月21日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	変更前		変更後	
	地位	担当	地位	担当
渡辺秀夫	取締役	人事総務担当	常務取締役	内部監査室長
星野剛		経営戦略部担当部長 兼業務統括室長 兼海外事業室長	取締役	経営戦略部担当部長 兼業務統括室長 兼海外事業室長

9. 2019年7月1日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	変更前		変更後	
	地位	担当	地位	担当
渡辺秀夫	常務取締役	内部監査室長	常務取締役	財務経理部長

10. 2019年12月1日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	変更前		変更後	
	地位	担当	地位	担当
渡辺秀夫	常務取締役	財務経理部長	常務取締役	

11. 2020年1月1日付で、以下のとおり一部取締役の地位及び担当が変更となりました。

氏名	変更前		変更後	
	地位	担当	地位	担当
星野剛	取締役	経営戦略部担当部長 兼業務統括室長 兼海外事業室長	取締役	経営戦略部担当部長 兼業務統括室長

12. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任時の地位	退任日	退任理由
武田典久	取締役内部監査室長	2019年6月21日	任期満了
久保田祐一	取締役財務経理部長	2019年6月21日	任期満了
鈴木庸夫	社外取締役	2019年6月21日	任期満了
松本廣文	常勤監査役	2019年6月21日	辞任
前田昭	社外監査役	2019年6月21日	辞任
石田宏寿	社外監査役	2019年6月21日	辞任

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定されております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	(うち社外役員分)	
			名数	金額
取 締 役	9名	165,150千円	3名	8,750千円
監 査 役	7名	18,480千円	5名	12,500千円
合 計	16名	183,630千円	8名	21,250千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額216,000千円であります（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

(2007年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)

3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額30,000千円であります。

(2007年6月15日開催の第37期定時株主総会決議)

4. 当事業年度末日現在の人員は取締役6名、監査役4名であります。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動内容

氏 名	地 位	活 動 の 内 容
中 畑 裕 子	社外取締役	就任以降に開催された取締役会については12回開催中11回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。
小 澤 良 介	社外取締役	就任以降に開催された取締役会については12回開催中11回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。
星 野 昌 洋	社外監査役	当事業年度開催の取締役会については16回開催中15回出席し、監査役会については13回開催中13回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。
飯 塚 幸 子	社外監査役	就任以降に開催された取締役会については12回開催中11回出席し、監査役会については10回開催中10回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。
金 武 偉	社外監査役	就任以降に開催された取締役会については12回開催中11回出席し、監査役会については10回開催中10回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。また、営業現場の店長等が出席する会議にも出席し、必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

氏 名	地 位	内 容 の 概 要
中 畑 裕 子	社外取締役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
小 澤 良 介	社外取締役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
熊 谷 直 登	常勤監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
星 野 昌 洋	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
飯 塚 幸 子	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。
金 武 偉	社外監査役	当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める額を限度とする契約を締結しております。

⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 41百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 41百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況等を確認したうえで、報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任の旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(5) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者の当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

該当事項はありません。

(7) 当該事業年度中の辞任または解任についての状況

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令等を遵守（以下、「コンプライアンス」という。）し、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。
 - ロ 当社及び子会社の事業活動または取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報窓口である外部顧問弁護士に報告・通報する体制を確立する。この体制には、従業員が直接法令違反の疑義がある行為等を匿名で通報できることを保障するコンプライアンス・ホットラインも含まれる。
 - ハ 上記ロの内部通報があった場合、人事部内に設置した内部通報事務局は、内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発と重要性の高い問題については、人事評議会に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 - ニ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ホ 内部監査の結果、コンプライアンスの状況等につき、取締役会に定期的に報告する。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。
 - ロ 当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ハ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - ロ リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の具体的な対応策及び予防措置の検討を行う。
 - ハ 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
 - ニ 内部監査室は、当社及び子会社各部署の日常的なリスク管理の状況を監査する。
 - ホ 内部監査の結果、リスク管理の状況等につき、当社の取締役会に定期的に報告する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、担当役員決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、定期的に開催している経営会議（取締役等で構成）にて審議の上、執行決定を行う。
また、子会社の取締役会においても、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて開催するものとする。さらに、当社及び子会社の役員で構成される関係会社連絡会を開催し、業績及び各部門の業務進捗管理並びに業務執行状況について検討を行い、適切な対応を実施する。
 - ロ 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、業務分掌規程において当社及び子会社各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ グループ各社全体の内部統制を担当する部署を経営戦略部とし、他の内部統制主管部及びグループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
 - ロ 経営戦略部は、グループ各社の業務を所管する事業部と連携して、グループ各社における内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。

- ハ 内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
- ニ 経営戦略部は、グループ各社の内部統制の状況について、年1回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- ロ 監査役より監査役の職務を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その要請に関して、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従い、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ロ 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の監査役会への迅速な報告体制を確保するものとする。
- ハ 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ⑧ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役 of 職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。
- ⑨ その他監査役会 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備

イ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。

ロ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応統括部署は経営戦略部とし、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、組織的に対応する。また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

イ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を開催するとともに、常勤の取締役及び監査役を構成員とする経営会議を毎週開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビューを行っております。また、経営会議においては、コンプライアンスやリスク管理に関する事項についても、必要に応じて随時協議しております。

ロ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の取締役を兼務し、月次業績や重要事項の審議について確認し、当社取締役会にて適切に報告しております。

ハ 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフ1名を監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との会合を定期的に実施するとともに、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、2018年5月11日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、2018年6月19日開催の当社第48期定時株主総会における承認を得て継続しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、中期経営計画の達成に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。この中期経営計画の骨子は、次のとおりであります。

- イ 既存店舗の利益改善と新幸楽苑モデルの開発
- ロ 新幸楽苑モデルの海外展開と新業態のグループ化
- ハ 新工場の建設に伴う外販事業の拡大
- ニ 財務体質の強化
- ホ コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、自己資本利益率（ROE）10%、自己資本比率50%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

③ 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

□ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

□ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。

⑤ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、2021年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであり
ます。

⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、
当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければなら
ないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者で
あるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締
役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源をど
のように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのよ
うな配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株
主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配
者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いた
します。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを
目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付
者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規
模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性の
ある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさ
せないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対
応策の継続または廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支
配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも
取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導
入しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する配当方針を重要政策のひとつと考えており、会社の競争力を維持・強化して、株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。内部留保による資金は、新規店舗出店に充当することを予定しており、将来的には収益性の向上を図り利益還元を行う予定であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等を決定する機関は、会社法第459条の規定に基づき取締役会であります。

また、当事業年度の剰余金の配当については、中間配当として1株当たり10円の配当を実施することを決議いたしました。期末配当については、2019年10月に発生した台風19号による水害被害での臨時休業及び2020年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による減収状況を鑑み、誠に遺憾ながら無配といたしました。

(注) 本事業報告の記載金額及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1 現金及び預金		1,697,906	1 買掛金		1,024,167
2 売掛金		285,017	2 一年内返済長期借入金		748,782
3 たな卸資産		280,230	3 リース債務		511,151
4 その他		547,143	4 未払金		906,578
流動資産合計		2,810,297	5 未払費用		1,180,356
II 固定資産			6 未払法人税等		109,492
1 有形固定資産			7 未払消費税等		824,748
(1) 建物及び構築物	12,725,715		8 店舗閉鎖損失引当金		265,438
減価償却累計額	△8,401,124	4,324,591	9 転貸損失引当金		22,115
(2) 機械装置及び運搬具	740,890		10 その他		285,344
減価償却累計額	△595,103	145,786	流動負債合計		5,878,176
(3) 土地		1,363,012	II 固定負債		
(4) リース資産	6,898,776		1 長期借入金		2,216,347
減価償却累計額	△4,678,170	2,220,605	2 リース債務		1,299,371
(5) 建設仮勘定		310	3 退職給付に係る負債		322,157
(6) その他	459,179		4 転貸損失引当金		54,655
減価償却累計額	△330,882	128,297	5 資産除去債務		801,377
有形固定資産合計		8,182,604	6 その他		850,756
2 無形固定資産			固定負債合計		5,544,666
(1) 借地権		88,638	負債合計		11,422,842
(2) その他		89,825	(純資産の部)		
無形固定資産合計		178,463	I 株主資本		
3 投資その他の資産			1 資本金		2,988,273
(1) 投資有価証券		152,175	2 資本剰余金		3,084,016
(2) 敷金及び保証金		2,084,849	3 利益剰余金		440,395
(3) 繰延税金資産		798,182	4 自己株式		△2,414,791
(4) その他		1,151,173	株主資本合計		4,097,893
貸倒引当金		△1,380	II その他の包括利益累計額		
投資その他の資産合計		4,185,000	1 その他有価証券評価差額金		797
固定資産合計		12,546,068	2 退職給付に係る調整累計額		△165,167
			その他の包括利益累計額合計		△164,370
			III 非支配株主持分		—
			純資産合計		3,933,523
資産合計		15,356,366	負債及び純資産合計		15,356,366

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売上高	38,237,705
II 売上原価	10,845,777
III 売上総利益	27,391,927
III 販売費及び一般管理費	26,731,406
IV 営業利益	660,521
IV 1 営業外収益	
1 受取利息	14,626
2 受取配当金	3,275
3 固定資産賃貸料	511,290
4 その他	236,428
V 営業外費用	
1 支払利息	45,423
2 固定資産賃貸費用	506,700
3 その他	50,343
経常利益	823,673
VI 特別利益	
1 固定資産売却益	1,500
2 受取保険金	575,397
3 その他	60,843
VII 特別損失	
1 固定資産売却損	27
2 固定資産廃棄損	19,075
3 減損損失	1,038,405
4 店舗閉鎖損失引当金繰入額	239,550
5 災害による損失	320,633
6 その他	293,521
税金等調整前当期純損失	1,911,213
法人税、住民税及び事業税	158,850
法人税等調整額	68,758
当期純損失	449,799
非支配株主に帰属する当期純損失	677,408
親会社株主に帰属する当期純損失	—
	677,408

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,988,273	3,035,541	1,418,822	△2,387,640	5,054,995
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△301,018		△301,018
親会社株主に帰属 する当期純損失			△677,408		△677,408
自己株式の取得				△249,854	△249,854
自己株式の処分		48,475		222,703	271,179
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	48,475	△978,426	△27,150	△957,101
当 期 末 残 高	2,988,273	3,084,016	440,395	△2,414,791	4,097,893

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	1,165	△111,022	△109,857
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
親会社株主に帰属 する当期純損失			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△367	△54,144	△54,512
当 期 変 動 額 合 計	△367	△54,144	△54,512
当 期 末 残 高	797	△165,167	△164,370

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	17,630	—	4,962,768
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△301,018
親会社株主に帰属 する当期純損失			△677,408
自己株式の取得			△249,854
自己株式の処分			271,179
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△17,630	—	△72,142
当 期 変 動 額 合 計	△17,630	—	△1,029,244
当 期 末 残 高	—	—	3,933,523

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社幸楽苑

株式会社Revolutionary・Development・Company

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

月別移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

工場（製造・物流部門）の資産は定額法、工場（製造・物流部門）以外の資産は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～38年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

閉店を決定した店舗の閉店により、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額を費用処理することとしております。

⑤ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各連結会計年度へ配分する方法によっております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（5年）で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(4) 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」及び「転貸損失引当金繰入額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「特別損失」の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は33,743千円、「転貸損失引当金繰入額」は3,780千円であります。

(5) 会計上の見積りの変更

(資産除去債務)

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額66,752千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(6) 追加情報

(コロナウイルス関連)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年4月に日本全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、当社グループにおいては、来店客数の減少、店舗の休業及び営業時間の短縮等により売上が減少しております。5月に緊急事態宣言が解除されたものの、外出自粛や国内景気の低迷などの影響が一定期間継続することが想定されます。したがって、2020年4月の既存店売上が前年同月比50.0%であったものの、連結計算書類作成時点で入手可能な情報に基づき、また、緊急事態宣言の一部地域解除の発出から5月の既存店売上が前年同月比62.6%と回復の兆しが認められることから、感染症による影響は2020年12月頃までに回復するとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損損失の認識要否の判断を行っております。

2. 連結貸借対照表関係

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品	111,547千円
仕掛品	11,219千円
原材料及び貯蔵品	157,463千円
建物	27,620千円
土地	109,910千円
計	137,531千円

(2) 担保に供している資産

上記の資産は、長期借入金173,913千円（一年内返済長期借入金43,478千円を含む）の担保に供しております。

3. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

16,774,841株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 2019年3月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 149,752千円

1株当たり配当額 10円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月24日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）によって設定される信託に対する配当金2,445千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

② 2019年10月25日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 151,265千円

1株当たり配当額 10円

基準日 2019年9月30日

効力発生日 2019年12月2日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）によって設定される信託に対する配当金2,361千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は、設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,697,906	1,697,906	—
② 売掛金	285,017	285,017	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	71,485	71,485	—
④ 敷金及び保証金	2,084,849	2,098,396	13,547
資 産 計	4,139,257	4,152,805	13,547
⑤ 買掛金	1,024,167	1,024,167	—
⑥ 未払金	906,578	906,578	—
⑦ 長期借入金	2,965,130	2,966,110	979
⑧ リース債務	1,810,522	1,862,308	51,785
負 債 計	6,706,399	6,759,165	52,765

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに ② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

④ 敷金及び保証金

これらは、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、保証金に含まれるゴルフ会員権は業者間の取引相場表等による価額を時価としております。

⑤ 買掛金、並びに ⑥ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額80,690千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報関係

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 261円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 45円03銭 |

6. 重要な後発事象

(多額な資金の借入)

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業績影響を鑑み、可能な限り手元資金を確保することを目的として、2017年3月31日付で以下の内容で締結したシンジケート・ローン（コミットメントライン）契約に基づき、2020年5月7日及び同年5月27日を実行日として20億円の借入を行いました。

(シンジケート・ローン（コミットメントライン）契約の内容)

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 契約金額総額 | 20億円 |
| (2) 契約締結日 | 2017年3月31日 |
| (3) 借入可能期間 | 2017年7月3日～2021年3月31日 |
| (4) 借入利率 | 基準金利＋スプレッド |
| (5) 担保の状況 | 無担保 |
| (6) アレンジャー兼エージェント
参加金融機関 | 株式会社みずほ銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社東邦銀行
株式会社七十七銀行
株式会社横浜銀行
みずほ信託銀行株式会社 |

(実行した借入の内容)

- | | |
|------------|--|
| (1) 借入実行金額 | 20億円 |
| (2) 借入実行日 | 2020年5月7日及び同年5月27日
2020年5月7日に10億円、同年5月27日に
10億円の借入を実行しております。 |
| (3) 返済期限 | 2021年3月31日 |

(シンジケート・ローン (コミットメントライン) 契約の締結)

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業環境の変化を鑑み、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、2020年6月5日の取締役会において、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケート・ローン (コミットメントライン) 契約の締結を行うことを決議し、以下の内容の契約を2020年6月5日に締結しました。

(シンジケート・ローン (コミットメントライン) 契約の内容)

(1) 契約金額総額	30億円
(2) 契約締結日	2020年6月5日
(3) 借入可能期間	2020年6月5日～2021年6月4日
(4) 借入利率	基準金利＋スプレッド
(5) 担保の状況	無担保
(6) アレンジャー兼エージェント 参加金融機関	株式会社みずほ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社東邦銀行 株式会社秋田銀行 株式会社七十七銀行 株式会社福島銀行 みずほ信託銀行株式会社 株式会社第四銀行

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	430,631	1 買掛金	931,415
2 売掛金	47,266	2 一年内返済長期借入金	748,782
3 たな卸資産	141,509	3 リース債	109,119
4 前払費用	380,977	4 未払金	540,137
5 その他	68,730	5 未払費用等	436,135
流動資産合計	1,069,116	6 未払法人税	17,079
II 固定資産		7 未払消費税等	66,583
1 有形固定資産		8 預り金	14,672
(1) 建物	5,092,740	9 前受収益	65,493
(2) 構築物	549,133	10 店舗閉鎖損失引当金	259,460
(3) 機械及び装置	83,225	11 転貸損失引当金	22,115
(4) 車両運搬具	15,959	12 資産除去債務	117,407
(5) 工具器具及び備品	4,105	13 その他	39,178
(6) 土地	1,363,012	流動負債合計	3,367,581
(7) リース資産	1,895,813	II 固定負債	
(8) 建設仮勘定	310	1 長期借入金	2,216,347
有形固定資産合計	9,004,300	2 リース債	582,236
2 無形固定資産		3 長期リース資産減損勘定	59,783
(1) のれん	30,139	4 退職給付引当金	86,466
(2) 借地権	97,684	5 転貸損失引当金	54,655
(3) その他	44,479	6 資産除去債務	801,377
無形固定資産合計	172,303	7 その他	808,591
3 投資その他の資産		固定負債合計	4,609,458
(1) 投資有価証券	152,175	負債合計	7,977,040
(2) 関係会社株式	10,000	(純資産の部)	
(3) 出資	22	I 株主資本	
(4) 敷金及び保証金	2,084,849	1 資本金	2,988,273
(5) 繰延税金資産	470,585	2 資本剰余金	
(6) その他	1,074,303	(1) 資本準備金	2,934,681
投資その他の資産合計	3,791,935	(2) その他資本剰余金	149,335
固定資産合計	12,968,539	3 利益剰余金	
		(1) 利益準備金	62,800
		(2) その他利益剰余金	2,930,070
		別途積立金	△590,549
		繰越利益剰余金	
		利益剰余金合計	2,402,320
		4 自己株	△2,414,791
		株主資本合計	6,059,818
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	797
		評価・換算差額等合計	797
		純資産合計	6,060,615
資産合計	14,037,655	負債及び純資産合計	14,037,655

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 売上高	12,554,864
II 売上原価	9,595,251
III 売上総利益	2,959,612
III 販売費及び一般管理費	3,172,671
IV 営業損失	213,058
IV 営業外収益	
1 受取利息	14,626
2 受取配当金	3,275
3 固定資産賃貸料	508,001
4 その他	219,039
V 営業外費用	
1 支払利息	30,774
2 固定資産賃貸費用	517,579
3 その他	15,156
VI 経常損失	31,626
VI 特別利益	
1 固定資産売却益	1,500
2 投資有価証券評価損戻入益	34,388
3 受取保険金	255,129
4 その他	8,675
VII 特別損失	
1 固定資産売却損	27
2 固定資産廃棄損	33,132
3 減損損失	578,318
4 店舗閉鎖損失引当金繰入額	233,572
5 災害による損失	137,965
6 和解金	151,500
7 その他	142,021
税引前当期純損失	1,276,537
法人税、住民税及び事業税	8,890
法人税等調整額	△40,659
当期純損失	976,701

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,988,273	2,934,681	100,859	3,035,541
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
自己株式の処分			48,475	48,475
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	48,475	48,475
当 期 末 残 高	2,988,273	2,934,681	149,335	3,084,016

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	62,800	2,930,070	687,169	3,680,039	△2,387,640	7,316,213	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△301,018	△301,018		△301,018	
当期純損失			△976,701	△976,701		△976,701	
自己株式の取得					△249,854	△249,854	
自己株式の処分					222,703	271,179	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△1,277,719	△1,277,719	△27,150	△1,256,394	
当 期 末 残 高	62,800	2,930,070	△590,549	2,402,320	△2,414,791	6,059,818	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,165	1,165	17,630	7,335,008
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△301,018
当期純損失				△976,701
自己株式の取得				△249,854
自己株式の処分				271,179
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△367	△367	△17,630	△17,998
当期変動額合計	△367	△367	△17,630	△1,274,392
当 期 末 残 高	797	797	—	6,060,615

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理しております。）
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

工場（製造・物流部門）の資産は定額法、工場（製造・物流部門）以外の資産は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	7～38年				
構	築	物	7～20年			
機	械	及	び	装	置	4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 店舗閉鎖損失引当金

閉店を決定した店舗の閉店により、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

- ③ 転貸損失引当金 店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した金額を費用処理することとしております。
- (5) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 売上高を計上せず利息相当額を各事業年度へ配分する方法によっております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間(5年)で均等償却しております。
- (9) 表示方法の変更 (損益計算書関係)
 前事業年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」及び「転貸損失引当金繰入額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「特別損失」の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は33,743千円、「転貸損失引当金繰入額」は3,780千円であります。
- (10) 会計上の見積りの変更 (資産除去債務)
 店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額66,752千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(11) 追加情報

(コロナウイルス関連)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年4月に日本全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、当社においては、来店客数の減少、店舗の休業及び営業時間の短縮等により売上高が減少しております。5月に緊急事態宣言が解除されたものの、外出自粛や国内景気の低迷などの影響が一定期間継続することが想定されます。したがって、2020年4月の既存店売上高が前年同月比50.0%であったものの、計算書類作成時点で入手可能な情報に基づき、また、緊急事態宣言の一部地域解除の発出から5月の既存店売上高が前年同月比62.6%と回復の兆しが認められることから、感染症による影響は2020年12月頃までに回復するとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損損失の認識要否の判断を行っております。

2. 貸借対照表関係

(1) たな卸資産の内訳	商品及び製品	68,088千円
	仕掛品	11,219千円
	原材料及び貯蔵品	62,201千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	一千円
	短期金銭債務	51,170千円
(3) 担保に供している資産	建物	27,620千円
	土地	109,910千円
	計	137,531千円

上記の資産は、長期借入金173,913千円（一年内返済長期借入金43,478千円を含む）の担保に供しております。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額	10,841,094千円
--------------------	--------------

3. 損益計算書関係

関係会社との取引高	営業取引による取引高	12,004,800千円
	営業取引以外の取引高	10,878千円

4. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	1,749,255株

5. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	292,692千円
退職給付引当金	25,872
未払事業税	4,068
未払役員退職慰労金	82,483
減価償却超過額	60,909
減損損失累計額	331,974
投資有価証券評価減	18,097
店舗閉鎖損失引当金	77,635
資産除去債務	274,918
その他	97,192
繰延税金資産小計	1,265,845
評価性引当額	△726,450
繰延税金資産合計	539,394
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△68,468
その他有価証券評価差額金	△340
繰延税金負債合計	△68,809
繰延税金資産（負債）純額	470,585

6. リースにより使用する固定資産関係

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、製造設備、電子計算機及び店舗用機器等の一部を、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引関係

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	(株)幸楽苑	福島県郡山市	10,000	飲食店の運営(国内直営事業)	(所有)直接 100.0	食材等の販売等 役員の兼任	食材等の販売(注2) ロイヤリティ(注3) 経営指導料(注4)	10,218,291 699,996 1,049,328	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	花春酒造(株) (注5)	福島県会津若松市	30,000	清酒等の製造	—	商品の仕入 役員の兼任	商品仕入(注6,7)	56,369	買掛金	16,350
役員	新井田 昇	福島県郡山市	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 0.3	—	ストックオプションの権利行使に伴う自己株式の処分(注8)	67,523	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2) 販売価格については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
- (注3) 受取ロイヤリティについては、当社の基準に準拠し、決定しております。
- (注4) 経営指導料は業務内容を勘案して決定しております。
- (注5) 当社の役員である新井田昇が議決権60%を直接所有しております。
- (注6) 商品の仕入は卸売業者を通して行っており、上記取引金額及び期末残高は卸売業者との取引金額及び期末残高であります。
- (注7) 価格等の取引条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
- (注8) 2016年6月17日開催の定時株主総会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。取引金額欄は、自己株式処分時の当社帳簿価額を記載しております。

8. 1株当たり情報関係

- (1) 1株当たり純資産額 403円35銭
- (2) 1株当たり当期純損失 64円93銭

9. 重要な後発事象

連結注記表の「6. 重要な後発事象」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

株式会社 幸楽苑ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福 島 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 倉 克 俊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社幸楽苑ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

株式会社 幸楽苑ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福 島 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 原 口 清 治 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 倉 克 俊 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸楽苑ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月8日

株式会社 幸楽苑ホールディングス 監査役会

常勤監査役	熊谷直登	Ⓔ
社外監査役	星野昌洋	Ⓔ
社外監査役	飯塚幸子	Ⓔ
社外監査役	金武偉	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

<議案及び参考事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1. ～ 12. 13.</p> <p>(条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～ 12. 13. <u>労働者派遣業</u> 14. <u>労働者紹介業</u> 15. (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	に い だ 新 井 田 (1944年5月10日生) つたえ 傳	1966年4月 味よし食堂（現当社）入店 1970年11月 当社設立、代表取締役専務取締役 1978年9月 当社代表取締役社長 2004年6月 当社代表取締役会長 2006年10月 当社代表取締役会長兼社長 2007年6月 当社代表取締役社長 2015年11月 当社代表取締役社長兼海外事業本部長 2016年12月 当社代表取締役社長 2018年11月 当社代表取締役会長（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社幸楽苑代表取締役会長 花春酒造株式会社代表取締役社長 株式会社ニイダホールディングス代表取締役社長	26,300株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>代表取締役で会長である新井田傳氏は、1970年に当社を設立するとともに、当社グループの先頭になって指揮し、今日の成長・発展を実現しました。</p> <p>当社を今日まで導いた業務経験と当社グループの経営全般さらには当業界のリーダーとして見識を持ち、当社を社会的有用なものとすることを使命として日々従事していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	に い だ のぼる 新 井 田 昇 (1973年8月2日生)	1997年4月 三菱商事株式会社入社 2003年7月 当社入社 2009年6月 当社総務部担当部長 2014年4月 当社執行役員海外事業部長 2014年6月 当社取締役海外事業本部長 2015年6月 当社常務取締役海外事業本部長 2015年11月 当社常務取締役経営管理本部長 2016年12月 当社常務取締役経営管理本部長兼海外事業本部長 2017年6月 当社代表取締役副社長海外事業部長 2017年10月 当社代表取締役副社長海外事業室長 2018年4月 当社代表取締役副社長 2018年10月 当社代表取締役副社長新規事業部長 2018年11月 当社代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社幸楽苑代表取締役社長 株式会社Revolutionary・Development・Company 代表取締役社長	57,200株
[取締役候補者とした理由] 代表取締役で社長である新井田昇氏は、入社以来、店舗運営、楽天(株)及びアリアケジャパン(株)へ出向、海外事業に携わり、2014年に取締役に就任、2018年11月に代表取締役社長に就任し、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	わた なべ ひで お 渡 辺 秀 夫 (1952年1月13日生)	1975年4月 株式会社東邦銀行入行 2005年6月 同行総務部長 2007年6月 東邦信用保証株式会社常務取締役 2011年5月 当社総務部長 2012年2月 当社執行役員総務部長 2012年6月 当社取締役総務部長 2015年4月 当社取締役内部監査室長 2018年6月 当社取締役経営企画部長兼人事総務部長 2018年10月 当社取締役人事総務担当 2019年6月 当社常務取締役内部監査室長 2019年7月 当社常務取締役財務経理部長 2019年12月 当社常務取締役（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社幸楽苑取締役 株式会社Revolutionary・Development・Company 取締役	1,600株
[取締役候補者とした理由] 渡辺秀夫氏は金融機関での経験及び当社入社以来、総務業務に携わり、2012年に取締役に就任し、現在は常務取締役として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	星野剛 (1963年5月15日生)	2003年 2月 当社入社 2007年 2月 当社小田原工場長 2011年 2月 当社商品部長 2015年 4月 当社海外事業部長 2017年10月 当社商品部長 2018年 4月 当社商品部長兼海外事業室長 2018年10月 当社業務改革部長兼海外事業室長 2019年 1月 当社経営戦略部担当部長兼海外事業室長 2019年 2月 当社経営戦略部担当部長兼開発部長兼海外事業室長 2019年 4月 当社経営戦略部担当部長兼海外事業室長 2019年 5月 当社経営戦略部担当部長兼業務統括室長兼海外事業室長 2019年 6月 当社取締役経営戦略部担当部長兼業務統括室長兼海外事業室長 2020年 1月 当社取締役経営戦略部担当部長兼業務統括室長（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社幸楽苑取締役	300株
[取締役候補者とした理由] 星野剛氏は入社以来、生産業務、商品仕入、海外事業に携わり、2019年に取締役に就任し、現在は経営戦略部担当部長兼業務統括室長として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	中畑裕子 (1973年9月22日生)	1994年 4月 株式会社フラッシュ入社 1995年 6月 株式会社バックスグループ入社 2002年 2月 株式会社スマート代表取締役社長 2005年 3月 株式会社パルティール代表取締役社長 2010年 8月 Honor Circle HK Limited入社 2016年 4月 株式会社FVG CAO 2018年 4月 株式会社アマガサ社外取締役 2019年 6月 当社社外取締役（現任）	0株
[社外取締役候補者とした理由] 中畑裕子氏は長年に渡り会社経営及び海外事業に携わり、国内外で広く活躍しておられます。2019年に取締役に就任し、その幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくと共に当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 社株式の数
6	小澤良介 (1978年8月28日生)	2003年5月 リグナ株式会社代表取締役(現任) 2018年6月 浙江大学大学院顧問、客員教授(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) <重要な兼職の状況> リグナ株式会社代表取締役	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>小澤良介氏は、会社の経営者を務められておられると共に大学院の客員教授として国内外で広く活躍されておられます。2019年に取締役に就任し、その幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくと共に当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 新井田傳氏が代表を務める花春酒造株式会社とは酒類購入に関する取引があります。
2. 新井田昇氏、渡辺秀夫氏、星野剛氏、中畑裕子氏及び小澤良介氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 中畑裕子氏及び小澤良介氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中畑裕子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員要件を満たしております。
5. 中畑裕子氏及び小澤良介氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は現行定款第25条の規定に基づき取締役候補者中畑裕子氏及び小澤良介氏の選任をご承認いただいた場合は、責任限定契約を継続させていただく予定であります。当該責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任において、取締役の職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担するものであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役のうち、山口晃氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、芳賀裕氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やま ぐち あきら 山口 晃 (1975年11月27日生)	1998年4月 当社入社 2007年4月 第十店舗運営部次長 2009年4月 人材開発部次長 2019年5月 営業推進部次長 2019年7月 内部監査室長(現任)	0株
[補欠監査役候補者とした理由] 山口晃氏は入社以来、店舗運営、人材開発、営業推進に携わり、現在は内部監査室長として当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、それらの経験知識を当社の監査に反映していただくため監査役として選任をお願いするものであります。			
2	は が ゆう 芳賀 裕 (1952年2月11日生)	1975年1月 芳賀裕司法書士・行政書士事務所開設 2001年5月 福島県司法書士会会長 2004年6月 株式会社東邦銀行監査役 2013年5月 全国市町村教育委員会連合会副会長 2015年5月 株式会社ダイユーエイト監査役	0株
[補欠社外監査役候補者とした理由] 芳賀裕氏は、司法書士として長年業務に従事し、上場企業の監査役としての経験があり、豊富な経験及び幅広い見識を持っておられ、それらの経験知識を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 補欠社外監査役候補者芳賀裕氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 芳賀裕氏は、補欠社外監査役候補者であります。
3. 芳賀裕氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員要件を満たしております。
4. 当社は、現行定款第34条の規定に基づき、補欠社外監査役候補者芳賀裕氏の選任をご承認いただいた場合は、責任限定契約を継続させていただく予定であります。
- 当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役職務を行なうにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担するものであります。

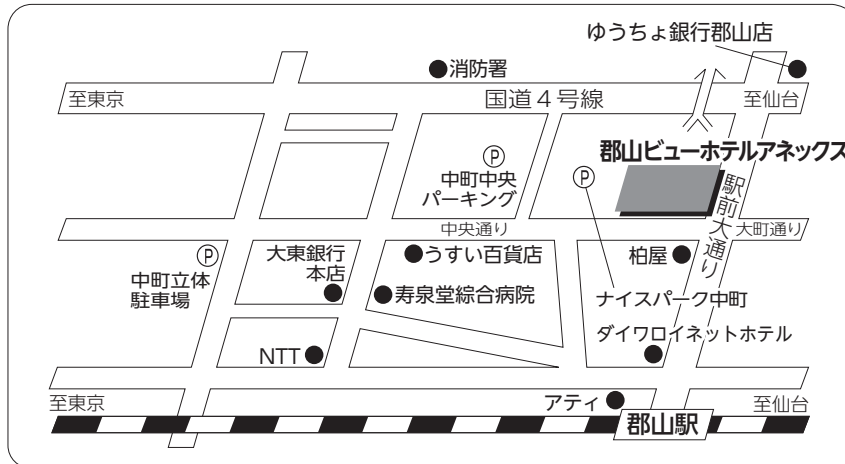
以上

株主総会会場ご案内図

福島県郡山市中町10番10号

郡山ビューホテルアネックス 4階

電話 (024) 939-1111



JR郡山駅より徒歩5分